

# 不妊検査費・不妊治療費助成事業のご案内

不妊を心配するご夫婦や子どもを望むご夫婦が不妊検査や不妊治療を受けた場合に、自己負担額の一部を助成します。

ご夫婦で妊娠や出産について話し合い、心配な場合には早めに医療機関に相談してみませんか。

## 不妊検査費助成

	不妊検査費助成
助成対象となる検査	<b>医師が必要と認める不妊検査</b> で、検査の開始日から原則1年以内に受けたもの。(夫婦が別々の医療機関を受診した場合も対象)
助成額	<b>夫婦1組につき上限3万円</b>
助成対象者	下記の①～④ <b>全て</b> に該当する方。 ① 法律上の婚姻又は事実婚関係にある夫婦 ② 検査開始日(※)の妻の年齢が43歳未満 ③ 夫婦ともに検査を受けていること ④ 申請日時点で松島町内に住所を有すること(夫婦のどちらかでも可) ※ <u>「検査開始日」…夫又は妻の検査開始日のいずれか早い日を基準とします。</u>
助成回数	夫婦1組につき1回限り ※令和5年度以前に宮城県から助成を受けている方は対象外です。
申請期限	<b>令和7年度に不妊検査が終了した方の申請期限は、令和8年3月31日です。</b> *申請期限は、「検査終了日」又は「検査開始日から1年を経過した日」のどちらか早い日が属する年度の末日(3月31日)です。

## 申請書類

\*受診の状況によって必要書類が異なります。下記をご確認のうえ申請してください。

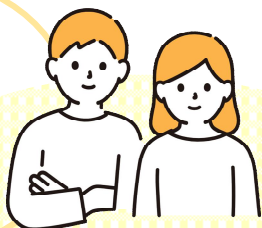
受診状況	申請書類
夫婦が同じ医療機関を受診した場合	① 不妊検査費助成事業申請書(様式第1号) ② 夫婦の受診等証明書(様式第2号) ③ 対象検査の領収書の写し ④ 夫婦両方の住民票 ※3か月以内に発行されたもの、続柄が記載されたもの、マイナンバーの記載のないもの ⑤ (事実婚の場合)事実婚関係に関する申立書

受診状況	申請書類
夫婦が <b>別々の</b> 医療機関を受診した場合	① 不妊検査費助成事業申請書(様式第1号) ② 妻の受診等証明書(様式第2号)、領収書の写し ③ 夫が対象検査を受けたときの領収書および明細書(原本) ④ 夫婦両方の住民票 ※3か月以内に発行されたもの、続柄が記載されたもの、マイナンバーの記載のないもの ⑤ (事実婚の場合)事実婚関係に関する申立書
助成申請が2回目以降の場合	該当する場合は、以下の書類を添付してください。 ◆ 出生を事由としたリセットの申請の場合は、この出生日を証明する書類(戸籍謄本、母子健康手帳の写し など) ◆ 死産を事由としたリセットの申請の場合は、事実を確認できる書類(死産届の写し、母子健康手帳の写し など)

## 申請方法

**申請先** 松島町健康長寿課 健康づくり班 (松島町保健福祉センターどんぐり)  
〒981-0203 松島町根廻字上山王6-27

※①不妊検査費助成事業申請書(様式第1号)、②受診票等証明書(様式第2号)、⑤事実婚関係に関する申立書は、ホームページからダウンロードできます。



## 不妊治療費助成

	不妊治療費助成		
	一般不妊治療	生殖補助医療	先進医療
助成対象となる治療	保険診療で受けた不妊治療 ・タイミング法 ・人工授精 ・その他医師が認めた治療法及び検査	保険診療で受けた生殖補助医療 ・体外受精 ・顕微授精 ・凍結胚移植 ・男性不妊の手術 ・その他医師が認めた治療法及び検査	<u>保険診療の不妊治療と組み合わせ</u> <u>て実施された先進医療</u>
助成額	<b>1回あたり上限1万円</b> ※治療を中止した場合も助成の対象となります。	<b>1回あたり上限10万円</b> ※治療を中止した場合も助成の対象となります。 ※高額療養費制度の利用申請を行ってください。自己負担額を助成します。	<b>1回あたり上限5万円</b> ※採卵から移植までを「1回」とカウント
助成対象者	下記の①～③ <u>全て</u> に該当する方。 ① 法律上の婚姻又は事実婚関係にある夫婦 ② 治療開始日の妻の年齢が43歳未満 ※保険診療に準じるもの 申請日時点で松島町内に1年以上住所を有すること (夫婦のどちらかでも可)		下記の①～③ <u>全て</u> に該当する方。 ①法律上の婚姻又は事実婚関係にある夫婦 ②治療開始日の妻の年齢が43歳未満 ※保険診療に準じるもの ③申請日時点で松島町内に住所を有すること(夫婦のどちらかでも可)
助成回数	初回治療開始時の妻の年齢が 40歳未満⇒6回 40歳以上⇒3回 ※保険診療に準じるもの		
申請期限	<u>治療が終了した日から3月以内</u>		当該年度から3月以内

## 申請書類

\*治療内容によって必要書類が異なります。下記をご確認のうえ申請してください。

	申請書類
一般不妊治療 ・ 生殖補助医療	① 不妊治療費助成事業申請書(様式第1号) ② 夫婦の受診等証明書(様式第2号) ③ 対象治療の領収書の写し ④ 夫婦両方の住民票 ※3か月以内に発行されたもの、続柄が記載されたもの、マイナンバーの記載のないもの ⑤ (事実婚の場合)事実婚関係に関する申立書
先進医療	① 不妊治療(先進医療)費助成事業申請書(様式第1号) ② 夫婦の受診等証明書(様式第2号) ③ 対象治療の領収書の写し ④ 夫婦両方の住民票 ※3か月以内に発行されたもの、続柄が記載されたもの、マイナンバーの記載のないもの ⑤ (事実婚の場合)事実婚関係に関する申立書

## 申請方法

**申請先** 松島町健康長寿課 健康づくり班 (松島町保健福祉センターどんぐり)  
〒981-0203 松島町根廻字上山王6-27

※①不妊検査費助成事業申請書(様式第1号)、②受診票等証明書(様式第2号)、⑤事実婚関係に関する申立書は、ホームページからダウンロードできます。

## 不妊・不育専門相談センターのご案内

宮城県と仙台市では、「不妊・不育専門相談センター」を設置して、不妊や不育症に悩む方の相談を行っています。

● 毎週水曜日:午前9時~午前10時、毎週木曜日午後3時~午後5時 ※年末年始、祝祭日等を除く

(1) 電話相談:専門の相談員(認定看護師等)が相談を受けます。☎ 022-728-5225

(2) 面接相談:電話相談の上、面接相談を予約することができます。(場所:東北大学病院)

※電話相談・面接相談とも1回の相談時間は30分程度です。



「不妊検査ってどんなことをするの？」  
「不妊治療を受けた方がいいのかな・・・」  
とお悩みの方は、まずはお相談ください！